

○津軽こけし館条例

平成17年9月30日

条例第28号

改正 平成26年3月19日条例第27号

令和元年6月29日条例第1号

令和6年3月18日条例第13号

津軽こけし館条例（昭和63年黒石市条例第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、津軽こけし館（以下「こけし館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 津軽圏域の特性を生かした伝統工芸の振興を図り、活力ある圏域づくりに資するため、こけし館を設置する。

（名称及び位置）

第3条 こけし館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
津軽こけし館	黒石市大字袋字富山72番地1

（令6条例13・一部改正）

（事業）

第4条 こけし館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 伝統工芸品の保管及び展示に関すること。
- (2) 後継者育成の指導及び研修に関すること。
- (3) その他伝統工芸の振興上必要と認める事業

（休館日）

第5条 こけし館の休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

- 3 市長は、前項の規定により休館日を変更したときは、変更後の休館日をこけし館の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するほか、必要な周知に努めなければならない。

(令6条例13・旧第7条繰上・一部改正)

(開館時間)

第6条 こけし館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

(令6条例13・旧第8条繰上・一部改正)

(入館料)

第7条 こけし館に入館しようとする者は、別表に定める入館料を納付し、入館券の交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定による入館券の交付を受けようとする者又は入館券の交付を受けた者（以下「入館者」という。）が納付した入館料は、還付しない。ただし、天災その他入館者の責めによらない理由により入館することができなくなった場合は、この限りでない。

(令6条例13・旧第9条繰上・一部改正)

(入館の制限等)

第8条 市長は、入館者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、入館券の交付を取り消し、又は入館を停止し、若しくは入館を制限することができる。

- (1) 公益を害し、風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設の設備、備品等を毀損し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められたとき。

(5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障があると認められるとき。

(令6条例13・追加)

(損害賠償)

第9条 入館者は、こけし館の施設等を毀損し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(令6条例13・追加)

(指定管理者による管理)

第10条 こけし館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 こけし館の管理を指定管理者に行わせる場合の手続は、黒石市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年黒石市条例第30号）の定めるところによる。

3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第4条に掲げる事業の実施に関すること。

(2) 入館券の交付に関すること。

(3) 入館の拒否、入館券の交付の取消し又は入館の停止若しくは入館の制限に関すること。

(4) こけし館の施設及び備品の維持管理、修繕等に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、こけし館の管理上必要と認められる業務

4 前3項の規定により、こけし館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第5条第2項及び第6条ただし書中「市長が特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条第3項及び第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」

と読み替えて適用するものとする。

(令6条例13・全改)

(入館料の收受等)

第11条 前条第1項の規定により指定管理者にこけし館の管理を行わせる場合における入館料は、当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 前項に規定する入館料の額については、指定管理者が、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める。

(令6条例13・全改)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(令6条例13・旧第13条繰上)

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月19日条例第27号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年6月29日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月18日条例第13号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第7条関係)

(平26条例27・全部改正、令元条例1・令6条例13・一部改正)

区分	一般	団体 (1回につき15名以上)
大人	1人1回につき 330円	1人1回につき 270円
高校生	1人1回につき 270円	1人1回につき 220円
小・中学生	1人1回につき 160円	1人1回につき 110円